

令和7年度

第2回 博多漁港管理会

令和8年1月16日

博多漁港維持運営計画の改定について

1 改正の理由

漁港の利用の適正化に向けて、浜崎今津漁港以外の漁港におけるプレジャーボート等の小型船舶の停係泊を新たに認めるため、令和7年12月議会において、福岡市漁港管理条例が一部改正されたことに伴い、必要な改正を行うもの。

2 改正内容

市長が指定する施設の指定及び放置等禁止区域の指定に伴い改めるもの。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
1. 基本施設 (1) 略 (2) 水域施設 ア. 泊地 ① 福岡船溜は、出漁準備及び休憩泊地として使用する。 ②～イ 略	1. 基本施設 (1) 略 (2) 水域施設 ア. 泊地 ① 福岡船溜は、出漁準備、休憩泊地及び<u>条例第11条の2の第1項に規定する市長が指定する施設</u>として使用する。 ②～イ 略	(改正) 市長が指定する施設の指定に伴う改正
	<u>4. 放置等禁止区域及び物件</u> <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律（以下「法」という。）第39条第5項の規定における放置等禁止区域及び物件は次のとおりとする。</u> (1) <u>放置等禁止区域</u> <u>漁港内の水域及び一部の陸域（別図2のとおり）</u> (2) <u>放置等禁止物件</u> <u>小型船舶及び車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両）</u>	(新設) 放置等禁止区域の指定に伴う新設

	<u>5. 市長が指定する施設</u> <u>法第39条第5項の規定に基づき、市長が指定する区域に存する条例第11条の2の第1項に規定する市長が指定する施設を次のとおり指定する。</u> <u>(1) 市長が指定する施設</u> <u>泊地（別図2のとおり）</u>	(新設) 市長が指定する施設の指定に伴う新設
4. その他 (1) (略) (2) 漁港の環境整備 ア～エ (略) <u>オ. 岸壁への漁業活動に関係のない車両の乗り入れを禁止する。</u> <u>ただし、漁港管理者が漁業活動に支障のない範囲内で、特別の理由があると認めたときは、この限りではない。</u> <u>カ. 岸壁以外への車両の乗り入れについては、それぞれの目的に応じて認める。</u>	<u>6. その他</u> (1) (略) (2) 漁港の環境整備 ア～エ (略) <u>オ. 漁港管理上支障のない範囲内で、漁港施設の維持管理、船舶の整備、船舶への給油等に必要な車両の乗り入れを認める。</u>	(改正) 放置等禁止区域の指定に伴う改正

博多漁港維持運営計画（改定案）

特定第3種博多漁港（以下「漁港という。」）の維持運営計画は、福岡市漁港管理条例（昭和37年11月19日福岡市条例第53号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり定める。

1. 基本施設

（1）係留施設

ア. 陸揚げ岸壁

条例第9条第1項の規定に基づき指定された陸揚げ輸送区域（別図1）の岸壁をいう。

長浜東岸壁の一部及び同西岸壁並びに中央突堤東岸壁の一部及び同西岸壁を漁船の漁獲物陸揚げに使用する。

イ. 出漁準備岸壁

条例第9条第1項の規定に基づき指定された出漁準備区域内（別図1）の岸壁をいう。

中央突堤東岸壁の一部並びに築石岸壁及び福岡船溜南岸壁の一部を給水・給水・給電・給油その他漁業資材の積込のために使用する。

ただし、漁港は給油施設を有していないことから、漁船の係留に支障を及ぼさない範囲において、給油船の係留を認める。

ウ. 休憩岸壁

- ① 長浜東岸壁の一部並びに福岡船溜南岸壁の一部及び福岡船溜西岸壁を、漁船の休憩のために使用する。

ただし、当分の間、福岡船溜南岸壁の一部を、漁港の利用に支障のない範囲内で水産庁の取締船の係留に使用させる。

- ② 福岡船溜北岸壁を、小型漁船の休憩及び出漁準備に使用する。
- ③ 船舶の係留は縦付けを原則とするが、漁具の積みおろし等必要な場合は、横づけを認める。
- ④ 漁船の修理等に支障を及ぼさない範囲内において、必要に応じて漁船以外の船舶の修理又は整備を認める。

エ. 特定目的岸壁

- ① 長浜船溜東岸壁の一部を、福岡県の取締船等の係留に使用させる。
- ② 船舶の係留は縦付けを原則とするが、漁具の積みおろし等必要な場合は、横づけを認める。

オ. 避難等における臨時措置

避難等に際しては、岸壁の混雑を緩和するためア～エの岸壁の利用状況を見ながら、相互に使用する。

（2）水域施設

ア. 泊地

- ① 福岡船溜は、出漁準備、休憩泊地及び条例第11条の2の第1項に規定する市長が指定する施設として使用する。
- ② 長浜船溜は、漁船の陸揚げ、出漁準備及び港則法に基づき、3,000トン未満の船舶の休憩泊地として使用する。

イ. 航路

航行の安全確保のため、船舶の停けい泊を禁止する。（別図 1）

2. 機能施設

（1）輸送施設

道路

福岡船溜背後の漁港道路及び築石岸壁と市道とを結ぶ漁港道路は、所轄警察署と協議して円滑な維持運営を図る。

（2）公共施設用地

ア. 漁港の総合的機能を発揮させるため、それぞれの目的に応じて使用する。

イ. 荷別所用地等鮮魚市場運営のために必要であると判断される用地は、市場開設者に占用させるが、その利用に当たっては事前協議を行い、報告等を求め、漁港機能を阻害しないよう配慮する。

（3）漁港環境整備施設

ア. 緑地

漁業者をはじめ市民の憩いの場として使用する。

イ. 駐車場

鮮魚の直販などのイベント開催等漁業振興及び地域の活性化のための利便施設として、その管理又は業務を適切に行う。

なお、障がい者の利用においては「障がい者の博多漁港(かもめ広場)駐車場利用に係る駐車料金割引措置運営要領」を定め駐車料金の一部を免除する。

ウ. 漁港環境整備施設内での禁止事項及び遵守事項は施設内の看板等に表示する。

（4）その他の施設

給水施設及び給電施設並びに危険物屋外貯蔵所（廃油集積場）は、設置目的を効果的に達成するため、その管理又は業務を適切に行う。

3. 維持工事等

漁港施設の維持修理を行い、漁港の有効な利用促進を図る。

4. 放置等禁止区域及び物件

漁港及び漁場の整備等に関する法律（以下「法」という。）第 39 条第 5 項の規定における放置等禁止区域及び物件は次のとおりとする。

（1）放置等禁止区域

漁港内の水域及び一部の陸域（別図 2 のとおり）

（2）放置等禁止物件

小型船舶及び車両（道路交通法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両）

5. 市長が指定する施設

法第 39 条第 5 項の規定に基づき、市長が指定する区域に存する条例第 11 条の 2 の第 1 項に規定する市長が指定する施設を次のとおり指定する。

（1）市長が指定する施設

泊地（別図 2 のとおり）

6. その他

(1) 漁港利用について

岸壁から20m以内の区域において、係留又は停泊のままみだりに推進器を回転させることを禁止する。

(2) 漁港の環境整備

ア. 廃油の流失防止、塵芥の不法投棄防止、その他の環境の浄化向上を目的とした巡視・指導・啓蒙を行う。

イ. 漁港施設を使用したものは、使用後ただちに清掃を行わなければならないものとする。

ウ. 漁港区域内の水域の定期的な清掃は、港湾空港局と協議して清掃船を使用して行う。

エ. 漁港施設の定期的な清掃は、適切な団体に委託して行う。

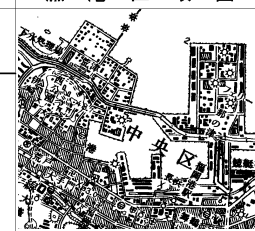
オ. 漁港管理上支障のない範囲内で、漁港施設の維持管理、船舶の整備、船舶への給油等に必要な車両の乗り入れを認める。

別図1

博多漁港 事業計画平面図

漁港番号	種 別	所 管	事業主体	管 理 者	施 行 場 所
43③0010	特定第3種	本 土	福岡市	福岡市	福岡市中央区長浜三丁目

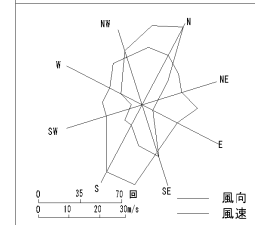
漁 港 区 域 図



位 置 図



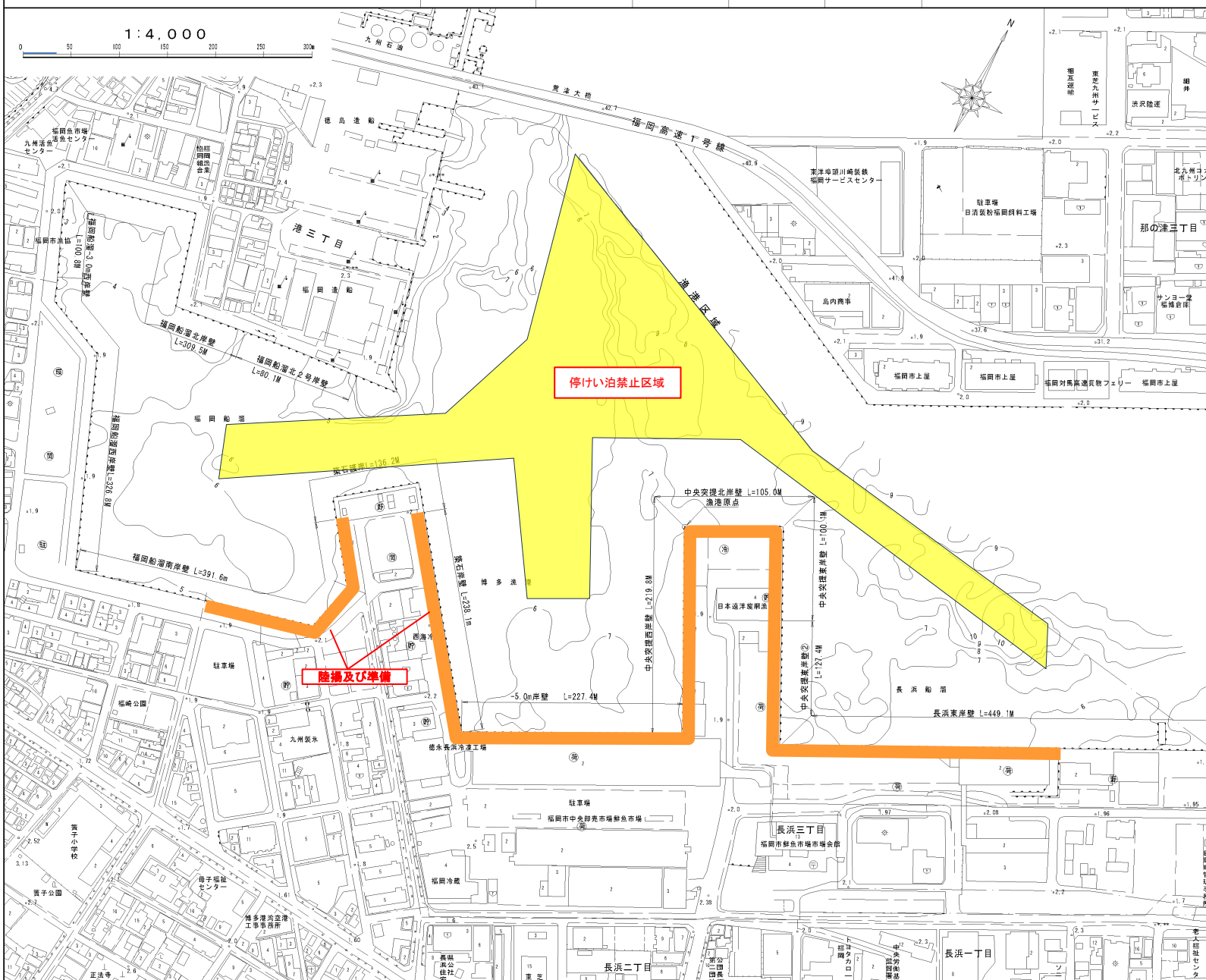
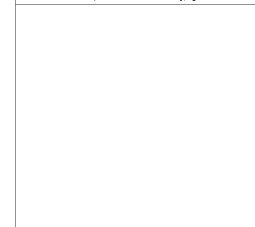
風 向 ・ 風 速 図



潮 位 図

H.H.W.L.	+2.62
H.W.O.S.T.	+2.42
H.W.L.	+2.23
T.P.	+1.07
L.W.L.(D.L.)	±0.00

凡 例



博多漁港利用規制案内図

Hakata Fishing Port

小型船舶の放置等禁止区域の指定について

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第14条に基づく公示

【令和8年1月22日 福岡市】

小型船舶の放置等禁止区域の指定

右図の区域（図中■）は、令和8年4月1日から小型船舶（モーターボート、ヨット、遊漁船等）の放置等禁止区域に指定されました。この区域内には、小型船舶に係留することはできません。（下記の市長が指定する施設の許可を受け、同施設に係留する場合を除く）（漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項、福岡市漁港管理条例第11条の2及び第11条の3による）

なお、この規定に違反したものは、50万円以下の罰金及び5万円以下の過料に処せられることがあります。（漁港及び漁場の整備等に関する法律第71条及び福岡市漁港管理条例第16条による）

市長が指定する施設

右図の区域（図中■）は、小型船舶の使用が可能な施設とされています。

この施設を使用しようとするものは福岡市に申請の上、許可を受けなければなりません。

なお、この規定に違反したものは、5万円以下の過料に処せられることがあります。（福岡市漁港管理条例第16条による）

車両の放置等禁止区域の指定について

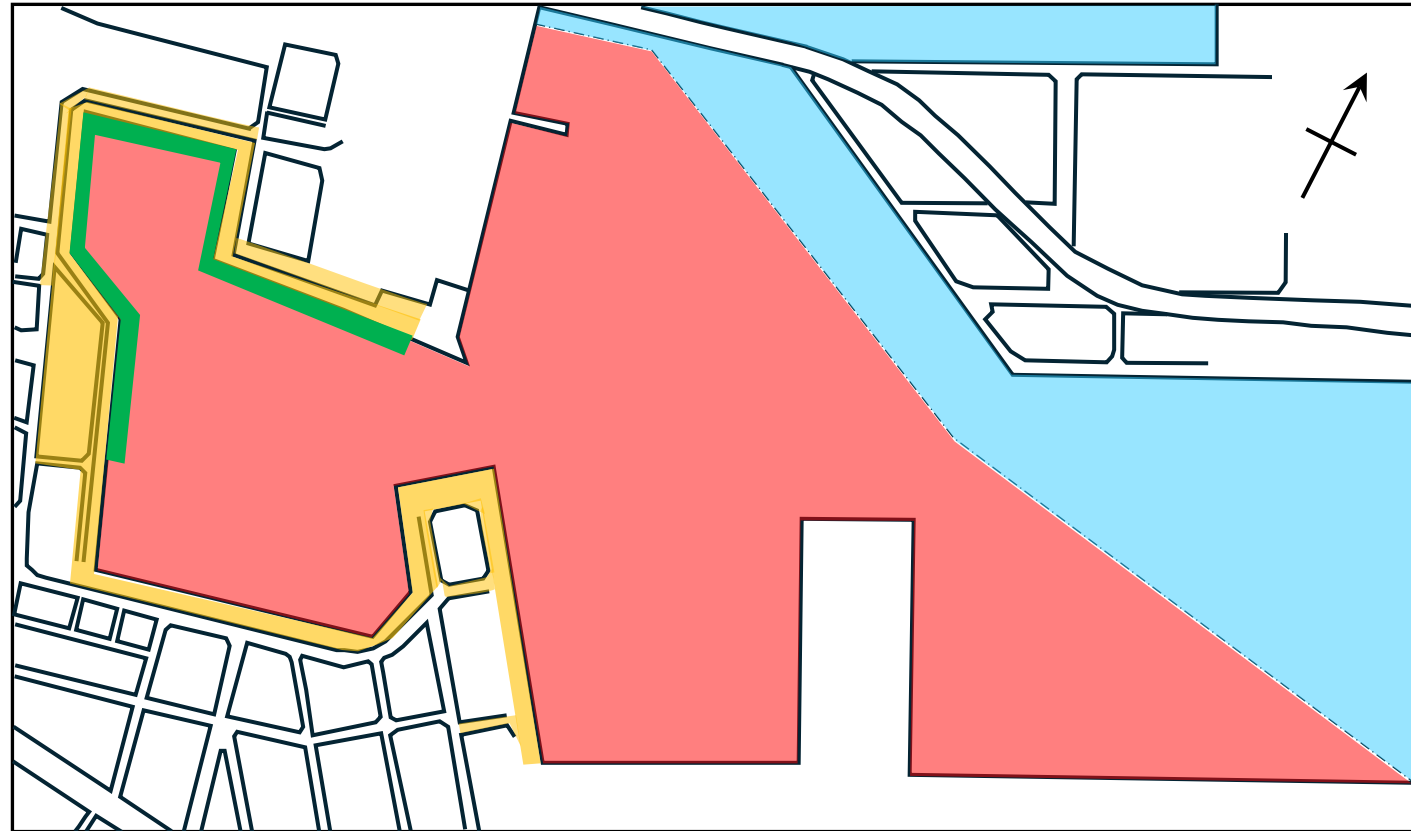
漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第14条に基づく公示

【令和8年1月22日 福岡市】

車両の放置等禁止区域の指定

右図の区域（図中■）は、令和8年4月1日から車両の放置等禁止区域に指定されました。（漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項による）

なお、この規定に違反したものは、50万円以下の罰金及び5万円以下の過料に処せられることがあります。（漁港及び漁場の整備等に関する法律第71条及び福岡市漁港管理条例第16条による）



■ 小型船舶の放置等禁止区域

■ 市長が指定する施設：泊地

■ 車両の放置等禁止区域
（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両）

福岡市農林水産局水産部漁港課

1 施設概要

供用開始	収容台数	営業時間	料金
平成11年4月	99台 (うち障がい者 駐車枠3台)	24時間	60分100円 8：00～20：00 8時間を超える分は800円 20：00～8：00 8時間を超える分は600円 定期1カ月17,000円、3カ月48,450円

2 これまでの経緯

- 平成11年4月に供用開始し、平成13年3月から有料化。
- 平成20年には利用率の向上に向けて定期利用を開始し、平成22年4月から60分100円の現行料金となっている。

【駐車場料金等の変遷】

年月	料金
平成11年4月	無料
平成13年3月	料金改定 30分100円、22時から7時まで 900円
平成14年4月	料金改定 30分100円、4時間を超える分は日800円
平成17年3月～平成20年3月	営業休止（玄界島仮設住宅設置）
平成20年4月	営業再開 7時～22時営業
平成20年10月	定期利用開始 1か月15,000円
平成22年4月	料金改定、24時間営業開始 60分100円 8：00～20：00 8時間を超える分は800円 20：00～8：00 8時間を超える分は600円 定期1カ月17,000円、3カ月48,450円

3 利用台数の推移

- 利用台数は増加しており、令和6年度の利用台数は現行料金に改定した平成22年度の約2.7倍となっている。

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
台数	8,554	9,710	17,139	21,690	25,964	25,476	28,689	31,691
H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
32,410	31,892	30,862	31,110	31,306	37,820	43,280	45,025	45,594

4 運用見直し

- 利用台数の増加を踏まえ、博多漁港及びかもめ広場を訪れる多くの皆様が駐車場を利用できるように、今後、定期利用の見直しを検討するもの。

福岡市管理漁港におけるプレジャーボート等への今後の対応について

1 これまでの経緯

福岡市漁港管理条例及び同条例施行規則においてプレジャーボート等の小型船舶（以下「小型船舶」という。）を係留できるのは浜崎今津漁港のみと規定しているが、その他の市管理漁港において、放置艇約 350 隻が確認された。

本市では、外部有識者で構成する福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等のあり方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置し、放置艇の現状を踏まえた今後の対応策や原因検証および再発防止策について意見を徴取し、当該意見を踏まえた小型船舶の適正管理に向けて検討を進めてきたところである。

（参考）放置艇の隻数（令和 7 年 4 月・5 月現在）

弘漁港：40 隻、志賀島漁港：23 隻、奈多漁港 34 隻、博多漁港：105 隻、
唐泊漁港：92 隻、西浦漁港：51 隻（計 345 隻）
※玄界漁港については放置艇なし

2 有識者会議について

（1）会議設置の趣旨

市管理漁港における放置艇の解消に向けて、小型船舶の係留等のあり方や放置艇発生
の原因検証、再発防止策について意見聴取を行うことを目的として設置

（2）開催日

第 1 回（令和 7 年 9 月 12 日）、第 2 回（令和 7 年 9 月 30 日）、
第 3 回（令和 7 年 11 月 20 日）

（3）委員からの主な意見

① 放置艇への対応と今後の管理運営

ア 福岡市周辺の他の漁港や民間マリーナでの放置艇約 350 隻の受入れは困難

イ 条例、規則を整理し、浜崎今津漁港以外の市管理漁港でも市の適正な管理下においたうえで受入れを行うべき

ウ 本来、漁港は漁業活動を行うための施設であるが、漁船減少による漁港の有効活用の観点を踏まえつつ、漁業活動へ支障が生じないように、放置等禁止区域の設定などを行い、漁業活動に支障がない範囲で受入れを行うべき

エ 地域の意見をよく聞いたうえで、駐車場の問題なども合わせて検討し、周辺住民にとっても安全・安心な管理を行うべき

オ 受益者負担を原則とし、民間マリーナとのサービスの違いなどを考慮した利用料の設定を行うべき

② 市漁協のプレジャーボート係留に係る収支

- ア 収支には大まかなところで不合理は感じない
- イ プレジャーボートの係留には、直接・間接経費が発生しており「漁協の利得」を想定しづらく、証明することは難しい
- ウ 漁協によるプレジャーボートの係留がなく、市が漁港を有効活用した場合に生じたであろう利益が「市の損失」にあたるが、有効活用には投資も必要であり利益が残るとは思えず、これを証明することも難しい

③ 今回の事案に対する原因検証と再発防止策

- ア 今回発生した不作為の原因は、職員調査によると課題の整理が十分になされておらず、改善が先延ばしされたことや組織的な情報共有ができていなかったことが考えられる
- イ こうしたことが発生しないよう、定期的な課題の整理や組織的な情報共有が重要である
- ウ 今回の事案は、長年にわたる市の不作為が大きな原因であるため、市は大いに反省して、今後このようなことがないように再発防止にしっかり取り組んでほしい

(参考) 有識者会議の委員 (敬称略)

氏名	役職等
会長 来生 新	横浜国立大学名誉教授・放送大学名誉教授
副会長 斉藤 芳朗	弁護士 徳永・松崎・斉藤法律事務所
久米村 翔	公認会計士 EY 新日本有限責任監査法人
島田 修	(一社) 福岡県海洋スポーツ協会事務局長
近松 英一郎	福岡県漁業協同組合連合会参事
宮脇 敬子	舞鶴自治協議会 会長
上野 亮一	福岡県農林水産部水産局水産振興課長補佐

3 市の対応方針

(1) 放置艇への対応と今後の管理運営

① 放置艇の受入れ

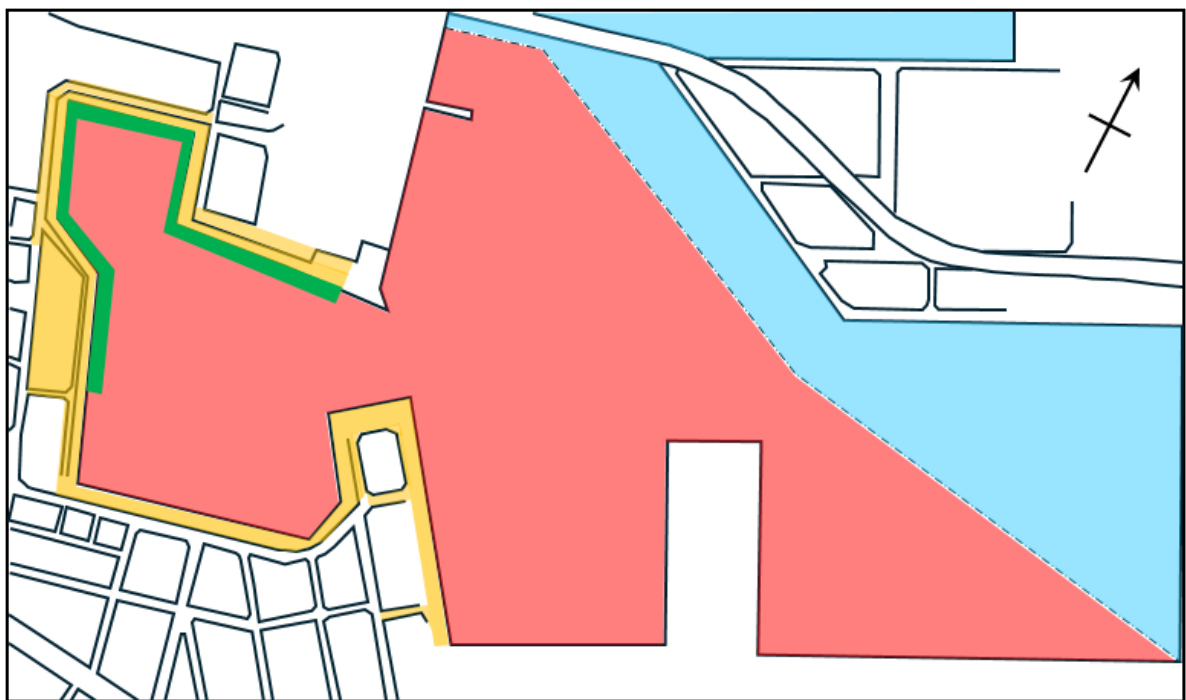
漁港は漁業活動を行うための施設であるが、既存の放置艇 345 隻を福岡市周辺の他の漁港や市内マリーナで受け入れることは困難であることから、国の放置艇マニュアルに基づき、既存の放置艇の受入れを行うこととし、福岡市漁港管理条例及び同条例施行規則に基づく使用許可を行う。

② 放置等禁止区域の指定

市管理漁港 7 漁港について、放置艇への移動指導や代執行を行うため、以下のとおり指定する。(告示に基づき指定)

- ・各漁港内の水域全体に小型船舶の放置等禁止区域を設定
(博多漁港については、陸域においても車両の放置等禁止区域を設定)
- ・放置等禁止区域内のうち、漁業活動への支障がない一部の場所について、小型船舶を係留できる施設として指定
- ・指定時期：令和 8 年 4 月 1 日から

(参考) 放置等禁止区域図 (博多漁港)



■ 小型船舶の放置等禁止区域

■ 市長が指定する施設：泊地

■ 車両の放置等禁止区域
(道路交通法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両)

③ 条例改正（案）の概要

放置艇の解消に向け、浜崎今津漁港に加え、玄界漁港以外の福岡市管理漁港において、小型船舶の受入れを行うにあたり必要な事項を定めるもの。

【条例改正（案）の主な内容】

ア 使用の許可等

漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づき、小型船舶の放置等禁止区域を指定し、同区域内の漁業活動への支障がない一部の場所について小型船舶の係留に係る使用許可を行うもの。

イ 使用料

小型船舶の係留に係る使用料の区分及び上限額を設定。

【使用料設定の考え方】

プレジャーボートの管理に係る経費をすべて利用者が負担する形で設定

（参考）使用料の額（規則で定める予定）

区分		単位	金額
弘漁港、志賀島漁港、奈多漁港、博多漁港、唐泊漁港、西浦漁港	泊地	船舶の長さ1メートル当たり	ヨット 50円
		1日につき	ヨット以外の船舶 40円
浜崎今津漁港	浮棧橋	船舶の長さ1メートル当たり	ヨット 50円
		1日につき	ヨット以外の船舶 40円

（参考）1隻あたりの使用料（8mの場合）

ヨット : 146,000 円/年

ヨット以外の船舶 : 116,800 円/年

（参考）民間マリーナ（8mの場合）

西福岡マリーナ : 627,000 円/年、海の中道マリーナ : 314,600 円/年、

福岡マリーナ : 280,500 円/年、福岡県海洋スポーツ協会 : 250,000 円/年

（参考）近隣自治体のマリーナ（8mの場合）

宗像市立神湊漁港 : 78,840 円/年、糸島市立加布里漁港 : 54,340 円/年

ウ 施行日 : 令和8年4月1日

(2) 市漁協からの返還

有識者会議における意見や顧問弁護士と協議した結果を踏まえ、市漁協への返還請求は行わない。

(3) 今回の事案に対する再発防止策

- ・多くの職員が放置艇の事実を知りつつも、長期間にわたりその状態が継続されており、課題の整理が十分になされず、先延ばしされた。

【再発防止策】

直属の上司以外への相談を可能とする体制を構築する。

- ・組織的な情報共有が適切に行われておらず、局長をはじめとした上司によるマネジメントが及ばなかった。

【再発防止策】

定期的な業務の棚卸や課題の整理を行い、組織的に共有を行う。